

ブルネイ

著者	竹下 秀邦
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	アジア・中東動向年報
雑誌名	アジア・中東動向年報 1984年版
ページ	[329]-334
発行年	1984
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00001945

ブルネイ

ブルネイ
(Negara Brunei Dar-us-Salam)
面積 5765km²
人口 20万390人 (1982年推計)
首都 バンダル・スリ・ブガワン
言語 マレー語
宗教 イスラム教

政体 王制
元首 スルタン・ハサナル・ボルキア第29代
(1967年10月即位)
通貨 ブルネイ・ドル (1967年6月に新通貨
発行後、マレーシア、シンガポール
と等価交換性を有していたが、73年
5月以降マレーシアとはこれを停止。
同6月シンガポールと等価のまま変動
相場制へ移行する。1983年末現在
1米ドル=2.127Bドル)

竹下秀邦

1984年1月1日、ブルネイがイギリス保護国の地位を離れ、独立した(169番目の独立国)。人口20万、うち6割のマレー人はイスラム教を信仰している。15世紀末以来今日まで、イギリス統治時代を除けば、この国は祭政一致の王スルタンの統治下にある。今回の独立も、このスルタン一族とイギリス政府との交渉の結果であった。王家第29代目スルタン・ハサナル・ボルキアによる1日の独立宣言は次のように言っている。

ブルネイが、独立・主権国家として完全な国際的責任をはたすべき時がきた。ブルネイはアラの神の祝福を得て永遠に、イスラムの教えに基づいた、主権・民主・独立のマレー・ムスリム王国となろう。ブルネイはかつて植民地となったことはなく、1847年および1888年のイギリスとの協定によって外交権を同国に委ねただけである。……ブルネイは、外国からの干渉のない独立、主権、平等、領土保全という相互尊敬の原則に立って、すべての国々と友好関係を維持しよう。

新生国家ブルネイはありあまる石油、天然ガス収入によって個人所得税はなく、教育・保健サービスも無料であり、通常途上国がかかえる貧困、人口圧力、開発に伴う債務累積といった経済問題は存在しない。だがまさに同じ理由で、炭化水素生産以外の産業は開発・発展の必要性、効率性を欠きむしろ衰微の傾向すら示している。また政治的には立憲王制とはいえ、議会民主制を排除した王家一族の支配下にあり、第2次大戦後の近隣諸国の政治発展からも隔絶してきたし、社会・文化的にはイスラム教国家として、西欧の自由主義・社会主義の流入を拒みつづけ、国民をいわば「無菌」状態におくような方針がとられてきた。

新国家が、これからASEAN、国連、英連邦

などの国際機関に参加し、開国の方向をとるとすれば、これらの問題は、避けて通りうるものなのかどうか。新政府首脳、すなわちスルタン一族は、将来の具体的政策、展望をいまだ明らかにしていない。こうした問題が、20世紀後半の現在に発生しているのは、この国の支配者たちが長くイギリスの保護下に安住し、独立を大幅に遅らせたことと深くかかわっている。イギリスは、かれらにとり、王権が傍系に流れないように一族に固定してくれた保護者であり、また、石油開発で王家の経済基盤を強化・繁栄させた功労者であった。

独立への道のり ■■■

ボルネオ島北西部でマレーシア領サラワク州に取り囲まれたこの小国は、15世紀末ごろからこの地域の海岸、河川沿い等にひろがっていた大国であった。だが1819年イギリスがシンガポールを占領して以降、ブルネイは南北両側からイギリス民間人の領土蚕食にあい、今世紀初頭までに、今日のような小国になってしまった。

イギリス政府との交渉は、1847年の通商・海賊鎮圧協定に始まり、1888年の協定で外交権を譲り渡すことでその保護領となった。1905年の補足協定では、イギリスが駐在官の設置を要求し、ブルネイ王国は内政についても、「宗教とマレー人慣習」以外のすべての事項で同官の助言を受け容れねばならない、こととなった。これは、ちょうどこのころマレーシアの各州とイギリスとの間で交わされた取決めと同じ条件のものであった。

第2次大戦後、世界中で民族独立の傾向が高まったことでイギリスはボルネオ島の英領3地域(サラワク、北ボルネオ=サバ、ブルネイ)の処理をせまられるようになった。そこで1959年とりあえずブルネイと条約を交わし、専任の高等弁務官を置く

ことで、保護領の地位を確定し、他の2地域については別途独立への方向を模索しはじめた。なお59年条約でイギリスは、1888年、1905年の両協定に加え、ブルネイの防衛をも専管事項としてうけ持つこととなった。またこれと同時に、憲法、憲法勅令（財政、監査、首相設置、地方行政などに関するもの）および王室継承法が発せられ、内政の制度確立がはかられた。

ブルネイの独立を最初に主張したのは、マラヤにおける政治の発展過程をつぶさに見てきたA・M・アザハリであった。彼が1956年2月結成したブルネイ人民党は、植民地主義反対、スルタン一族の擁護、全マレー島嶼を糾合するマレー単一国家の建設（16世紀ごろのブルネイ王国再現を想わせる）などを宣言した。だがスルタンは、保護領の地位を継続させたまま、立法議會を導入する、というより緩慢なプロセスを希望、これがイギリスの支持を得て59年憲法に体现されたのであった。

61年5月、マラヤ連邦首相から、マレーシア連邦構想が提唱された。当時のブルネイに与えられた選択肢は、この新連邦に一州として参加することで、独立を達成するか、あるいは保護領の状態を続けるか、であり、単独独立や、ボルネオ3地域だけの新連邦結成はほとんど見込みのないものであった。スルタンとその立法議會は原則的にマレーシア構想に賛意を表したが、人民党は、この構想がマラヤによるボルネオ支配につながると非難して人気を博し、党勢は急速に拡大した。62年8月の地方議会選挙は中央の立法議會への間接選挙でもあったので、マレーシア構想への賛否が主たる争点となり、人民党は55議席中、54を獲得（うち32は無競争当選）したほどであった。

この結果、立法議會33議席のうち選出議員に当てられた16議席は全部人民党が占めることになった。同党は直ちに反マレーシア構想の動議を立法議會に提出すべく動き出したが、イギリスはスルタンに「助言」して、議会の開催を延期させた。こうして合法手段で行き詰った人民党は、62年12月8日クーデタに突入した。

イギリスは、シンガポールからグルカ大隊を急遽派遣し、これを鎮圧した。マニラに逃れたアザハリは、同8日付けで、スルタンを立憲議會制の君主とする北ボルネオ統一国家の独立宣言を発表

している。かれは王制擁護を口にしてはいるが、スルタン側はこれを挑戦と受けとった。アザハリはその後ジャカルタに移り、同じく反マレーシア闘争を続けるインドネシア政府の支援をうけることとなった。しかし65年以降インドネシアの外交政策は有名な9・30政変で大転換し、マレーシアとの間に平和協定を成立させたため、アザハリは幽閉の身となり沈黙せざるを得なくなった。

一方ブルネイではその後、独立を主張する声は完全に消しさられ、親王制派だけに政治活動が認められ、選出議員を10人に縮小した立法議會が65年に再開された。67年、イギリス労働党政府はスエズ以東撤退を決定し、これに沿ってブルネイにも将来の独立にそなえた国内の態勢づくり（立憲政府・閣僚制の導入など）を要求しはじめた。この際の交渉のやり取りを不満として第28代王は退位し、その長子で現国王のハサナル・ボルキアが即位した。ブルネイ側は独立尚早として交渉を遅らせ、70年にはまだ非常事態が存在するとして立法議會を解散しさえもした。

だがイギリスの度重なる要求で、ブルネイも71年末には59年協定の改訂に合意した。これにより外交は従来どおりとするが、内政は自治化し、防衛もイギリス側の自動的責任と内国防衛の義務がなくなり、対外防衛についてもイギリスはグルカ大隊の駐留には応ずるが、現実的な脅威があっても協議を行なうのみという逃げ腰の状態になった。これは当時の同国のマレーシア、シンガポールに対する軍事的撤退方針と軌を一にしている。

73年7月、かつてのブルネイ反乱で拘留されていた政治犯が脱走し、マレーシアへ亡命するという事件が発生した。かつての反マレーシア運動家をマレーシアが保護したわけで、ブルネイはこれを非難すると同時に、リンバン地区の領土返還要求（国土を分断しているマレーシア領）まで持ち出した。これに対してマレーシアはブルネイ人民党の本部設置をクアラルンプールに認めたほか、同党の国連反植民地委員会の働きかけを積極的に支援した。その結果、国連総会においてもブルネイの民族自決、独立の決議案が圧倒的多数で可決されたほどであった。なおイギリスはこれに対して、ブルネイが内政自治の保護国であり、植民地ではない、との態度で押しとおした。

76年、マレーシアは首相がフセインに代わるやブルネイ政策を変更し、国内の人民党の活動にも制限を加えた。そして78年5月、フセインはインドネシア大統領と会談し、両国が以後ブルネイの独立を支持する方針を明らかにした。

一方、イギリスでは74年2月に再び労働党政権が登場し、今度はグルカ大隊の撤退を祖上にした独立交渉が、仕掛けられた。これに対してブルネイ側はロンドンで運用中の4億ポンドの資産引揚げを盾に抵抗したと報道される。グルカ大隊の駐留費は68年以来ブルネイ負担となっているから、イギリスには財政上問題がなく、撤退と独立賦与の必要性は植民地を維持し続けることの外交上の損得をどう考えるかにかかっていた。

労働党政府は結局外交上の損失を重視した。とすればブルネイ側のポンド資産引揚げはもはや切札ではなくなり、結局78年6月末になって、5年後の84年1月の独立が確定したのであった(新友好・協力条約、調印は79年1月、発効は84年1月)。ちなみにグルカ大隊の駐留も83年末までとし、それ以降は別途協議となつたらしい。

独立への準備

独立への準備のなかで、国家制度をどうするかは、国外で一番関心の持たれるところであった。だがこの5年間スルタン政府は、従来の王制と全員任命制の議会を変える意図を示すことなく、そのままの独立となった。84年1月1日に発表された初代内閣の顔触れは、全7人のうち4人までが前代王オマールの一家族、2人が平民、1人が貴族という構成であった(「参考資料」参照)。これは、国政が、オマール一家と新興官僚の支配下であり、Pengiranの称号をも伝統的貴族層が排除されていることを示しており、今後の政治の行方を占う重要な指針となっている。なおイスラム教国として、イスラム刑法導入如何も注目を引いたが、その可能性のないことがすでに政府高官から発表されている(83年2月)。法律整備ではマレーシア、シンガポールに見習うことが多い。なかでも国内治安法(2年間無裁判拘留が有名)の導入(83年4月発効)はそのよい例である。

全人口の20%(一説には25%)を占める華人のうち9割の国籍未取得者には結局、国籍を認めない

ことになった。83年12月末の情報局長の言によると、「ブルネイ・イスラム的生活態度をとらない者に国籍を与えるのは正しくない」とされ、今後かれらには、国際身分証が給付されるという。

イギリスの庇護を離れるブルネイの対外関係上の主要な関心事は、歴史の経験からして領土保全と王制の維持(内政干渉の排除)とである。このためには国際諸機関への加盟が有効である。とりわけ76年2月のASEAN首脳による東南アジア友好・協力条約は、加盟国が相互に主権・領土保全を尊重するとしているので、ブルネイもこの5年間熱心に加盟各国と交流を進め、結局84年1月7日加盟がはたされた。

軍備増強でも、まずレイピア・ミサイル、コーピオン戦車、エグゾセ・ミサイル装備のパトロール艦などが早々と購入され、東南アジアの軍隊としては最高の装備水準にある。また国軍の1大隊増設(合計3)や、退役グルカ兵からなるグルカ予備軍の創設も行なわれた。なお現役グルカ大隊の継続駐留もイギリスとの間で合意された(指揮権はイギリスが保持する——83年9月合意)。

経済面でも80~84年の第4次国家開発計画が実施されているが、計画策定での関心事として、(1)独立に伴う治安、繁栄の維持、(2)エネルギー資源の保存、(3)地域の地政学的変化、(4)低廉移民労働力の確保難——などが挙げられていることが著しい。炭化水素資源による不釣合に大きな収入のため、国民の産業活動への動員は重視されず、農林漁業、商工業への支出配分も全体の3.8%ときわめて低く、運輸通信、医療、教育、公共建物といったものが重視されているが、これらはこの国の現状から見て、いわゆる経済下部構造への投資が持つ常識的な効果は期待できない。

結局炭化水素資源による資産の運用が、この国の当面の経済関心の中心となろう。従来は国家資産の全部がイギリスの王室代理人(Crown Agents)によって運用されていたが、83年8月以降はブルネイ投資局(Brunei Investment Agency)が設立され、業務を引き継ぐことになった。またこの際、Crown Agents 預託総資産46億ポンドのうち、30億ポンド(約45億米ドル)がこの投資局によって米系証券会社へ、また別に日本の2証券会社へも約10億米ドルが移管されたという。

参考資料 ブルネイ 1983年

- ㊦ 関係名簿
- ㊧ 主要省の管掌事業
- ㊨ 主要統計

㊦ 関係名簿

(1984年1月1日発表)

首相	Sultan Hassanal Bolkiah
蔵相	
内相	
国防相	Omar Ali Saifuddin (スルタンの父, 前スルタン)
外相	Mohamad Bolkiah (スルタンの弟, 次男)
文化・青年・体育相	Jefri Bolkiah
副蔵相	(スルタンの弟, 四男)
法相	Pgn. Bahrin bin Pgn. Abbas (前検事総長)
運輸相	
文相	P. Dtk. Abdul Aziz Hj. Omar
保健相	(前首相代行)

開発相 P. Dtk. Abdul Rahman
(前官房長官代行)

(注) Pgn. = Pengiran は貴族のタイトル。
P. = Pehin は平民用の最高位称号。

㊧ 主要省の管掌事業

総理府：警察, 宗教, マレー慣習, 公務委員会, 会計
監査, 汚職取締局, 石油, 祭典
大蔵省：投資局, 税関, 経済開発局, 経済計画・コンピュータ・統計局
文化・青年・体育省：放送, 情報, 言語, 文芸
内務省：4地方区行政, 移民, 労働, 刑務所, 治安,
消防, 度量衡
国防省：ブルネイ・マレー国軍, グルカ予備軍

㊨ 主要統計

(各表とも出所は, *Brunei Statistical Yearbook* 各年版)

第1表 人口センサス

	マレー人 ¹⁾	その他原住民 ²⁾	華人	インド人	その他	合計
1921年 センサス	13,641	10,302	1,423	38	47	25,451
1931年 センサス	14,835	11,911	2,683	377	329	30,135
1947年 センサス	16,742	14,419	8,300	454	742	40,657
1960年8月センサス	45,135	14,068	21,795	2,879		83,877
1971年8月センサス	89,268	8,552	31,925	2,162	4,349	136,256
1981年8月センサス	125,717	15,175	39,461	5,919	6,550	192,832
1982年年央推計	130,089	16,084	40,784	13,433		200,390

(注) 1) 71年以降「マレー人」は、「その他原住民」中の Dusun, Murut, Kedayan, Bisayah を含むようになった。2) 60年の「その他原住民」の多くは「マレー人」に含められている疑いがある。

第2表 地域別・人種別人口と地域別・身分証色別保有者数 (1982年央)

	マレー人	その他 原住民	華人	その他	合計	黄色	紫色	緑色	合計
ブルネイ/ムアラ	86,889	4,897	20,494	6,859	119,139	55,235	4,689	18,452	78,376
ベライト	21,014	7,934	17,935	5,880	52,763	15,026	12,284	15,851	43,161
トゥトン	17,922	1,616	1,879	628	22,045	13,382	547	1,052	14,981
トゥンブロン	4,264	1,637	476	66	6,443	3,366	398	130	3,894
合計	130,089	16,084	40,784	13,433	200,390	87,009	17,918	35,485	140,412

第3表 国内総生産

(単位: 100万Bドル)

		1970	1974	1976	1978	1980	1981	1982
名 目 価 格	農 林 漁 業	23	35	39	48	67.3	71.5	—
	鉱 ・ 工 業	298	2,327	3,101	3,458	8,729.9	7,471.8	6,820.2
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道	5	6	8	-2	-9.1	-2.4	-11.1
	建 設	60	35	72	99	168.1	138.2	158.0
	小 売 ・ 卸 売 ・ ホ テ ル	34	59	75	431	955.1	—	—
	運 輸 ・ 倉 庫 ・ 通 信	7	14	30	50	58.0	68.0	73.1
	銀 行 ・ 保 険 ・ 不 動 産	87	38	69	121	159.2	—	—
	福 祉 ・ サ ー ビ ス	36	116	153	248	421.4	410.7	411.3
	(-) 銀行手数料	—	-13	-29	-40	-59.3	-61.0	-67.7
合 計	548	2,616	3,516	4,415	10,553.6	9,137.4	8,589.5	
74 年 価 格	農 林 漁 業		35	33	36	42.0	44.6	47.5
	鉱 ・ 工 業		2,327	2,791	3,020	3,361.5	2,517.7	2,684.2
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道		6	8	1	-6.3	-1.6	-7.1
	建 設		35	59	58	98.3	74.1	81.0
	小 売 ・ 卸 売 ・ ホ テ ル		59	71	333	358.6	280.3	279.0
	運 輸 ・ 倉 庫 ・ 通 信		14	26	39	37.2	42.6	43.7
	銀 行 ・ 保 険 ・ 不 動 産		38	59	92	145.9	118.9	133.6
	福 祉 ・ サ ー ビ ス		116	137	195	277.5	268.3	294.5
	(-) 銀行手数料		-13	-27	-38	-55.8	-52.3	-55.5
合 計		2,616	3,155	3,736	4,258.9	3,292.6	3,500.9	

第4表 財 政

(単位: 100万Bドル)

		1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981
歳 入	租 税 収 入	704.4	1,075.2	1,056.7	1,186.1	1,309.5	1,754.4	2,893.6	3,522.3
	資 産 収 入	305.3	468.9	1,054.4	925.8	1,118.9	1,483.2	3,324.9	4,872.9
	そ の 他	17.8	20.2	24.8	30.1	37.2		47.8	59.1
	合 計 A	1,027.4	1,564.4	2,135.9	2,142.1	2,465.2	3,237.6	6,266.3	8,454.3
歳 出	経 常 支 出 B	236.8	393.0	474.4	553.8	659.4	890.9	965.1	1,177.7
	開 発 支 出	46.9	88.1	115.7	86.8	83.8	100.0	175.8	200.1
	合 計	283.7	481.0	590.2	640.6	743.2	1,078.9	1,140.9	1,377.9
国 庫 資 産	諸基金移転 C ¹⁾	52.0	98.3	195.8	150.0	160.0	100.0	250.0	215.0
	収支(A-B-C)	738.6	1,073.1	1,465.7	1,438.3	1,646.2	2,246.7	5,051.2	7,061.6
	資本・通貨調整	-24.2	-118.1	-294.8	161.9	118.2	-106.6	不明	-1,655.3
	増 減 残 高 ²⁾	714.5	955.0	1,170.3	1,600.1	1,764.3	2,140.1	不明	5,406.3
		714.5	1,669.5	2,839.8	4,439.9	6,204.2	8,344.3	不明	13,750.6

(注) 1) 1975年18.3, 76年59.0が政府信託基金分, 残りはすべて開発基金。
2) 1960年代から73年までの資産残高は5~6億Bドルの水準を保っていた。

第5表 主要輸出品

(単位: 100万Bドル)

	1970	1972	1974	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982
原油	276.5	462.1	1,970.2	2,428.4	2,704.7	2,618.7	3,936.4	6,090.2	4,777.8	4,572.5
石油製品	2.5	3.1	86.6	146.4	126.8	165.2	285.6	577.1	322.9	226.3
天然ガス	0.8	1.9	291.1	685.2	1,121.3	1,320.8	1,480.4	3,045.4	3,397.2	3,275.0
その他	12.3	30.3	40.4	33.2	47.2	90.5	94.1	140.2	95.8	79.5
合計	292.1	497.4	2,388.3	3,293.2	4,000.0	4,195.2	5,796.5	9,852.9	8,593.7	8,153.3

第6表 主要輸入品

(単位: 100万Bドル)

	1970	1972	1974	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982
食料等(0)*	34.4	43.1	62.3	79.4	90.7	95.7	110.4	146.8	177.1	184.0
化学製品(5)	12.4	18.0	36.8	50.1	52.1	42.5	58.5	102.3	100.1	110.1
原料別製品(6)	69.9	77.1	183.6	180.7	210.1	192.7	193.2	298.1	310.8	459.0
機械類(7)	92.6	113.1	113.2	249.0	228.7	193.9	349.1	497.5	470.2	562.2
その他	46.8	48.9	55.0	83.3	98.8	114.5	150.9	185.9	206.5	256.4
合計	256.1	300.2	450.9	642.5	680.4	639.3	862.1	1,230.6	1,264.7	1,571.7

(注) *番号はSITC一桁。

第7表 国別輸出入

(単位: 100万Bドル)

	輸 入					輸 出				
	1972	1976	1980	1981	1982	1972	1976	1980	1981	1982
マレーシア	16.9	32.3	46.7	61.3	62.3	64.0	188.8	94.9	54.1	30.1
シンガポール	45.5	98.9	233.5	299.4	328.0	41.5	50.7	645.2	602.9	487.0
タイ	5.6	11.7	30.7	31.6	29.4	28.7	0.0	404.9	271.7	208.6
フィリピン	1.5	3.2	不明	5.7	11.9	19.8	4.5	109.8	256.0	166.5
インドネシア	0.5	1.8	不明	1.3	1.1	0.1	0.0	—	—	—
日本	60.2	111.6	291.5	283.2	370.6	258.8	2,289.4	6,984.0	5,925.9	5,509.9
アメリカ	57.4	158.7	246.8	236.4	267.0	41.4	360.0	847.4	918.6	1,037.2
イギリス	42.7	95.3	120.3	115.0	110.6	0.2	2.1	1.3	1.8	1.4
香港	4.9	8.8	17.4	14.6	20.7	0.2	0.4	2.2	0.6	0.2
台湾	2.5	6.0	14.4	25.8	45.0	17.0	118.8	158.7	0.4	92.0
その他	62.4	114.2	不明	190.4	325.1	25.7	278.5	604.5	561.7	620.4
合計	300.1	642.5	1,230.6	1,264.7	1,571.7	497.4	3,293.2	9,852.9	8,593.7	8,153.3